

浜松市告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように  
道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年3月10日から2週間浜松市中央土木整備事務所  
（東行政センター）において、一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

浜松市長 中野 祐介

路線名	区 間	供用開始 の期日	摘要
市道原島11号線	浜松市中央区原島町468番21	令和8年3月10日	